妻の氏を称する場合

婚　姻　届

令和 8 年 4 月 3 日届出

埼玉県戸田市 長 殿

婚姻届の書き方

・文字は、正確、丁寧に記載してください。
・消せるボールペン等は使用しないでください。

	夫になる人		妻になる人	
(1) 氏名（よみかた）	とだ（氏）	たろう（名）	みささ（氏）	はなこ（名）
	戸田	太郎	美笹	花子
生年月日	平成 2 年 6 月 20 日		昭和 63 年 12 月 8 日	
(2) 住所（住民登録をしているところ）	埼玉県戸田市下前一丁目		埼玉県戸田市下前一丁目	
	2 ~~番地~~ 番 20 号		2 ~~番地~~ 番 20 号	
	（ハイツ戸田１０１号室）		（ハイツ戸田１０１号室）	
(3) 本籍（外国人のときは国籍だけを書いてください）	埼玉県戸田市上戸田１丁目		埼玉県戸田市美女木５丁目	
	１８ ~~番地~~ 番		２ ~~番地~~ ~~番~~ １６	
	筆頭者の氏名 戸田 一郎		筆頭者の氏名 美笹 二郎	
その他の欄に書いてください	父 戸田 一郎	続き柄	父 美笹 二郎	続き柄
	母 鳥子	二男	母 風子	長女
(4) 婚姻後の夫婦の氏・新しい本籍	□夫の氏 ☑妻の氏	新本籍（左の□の氏の人がすでに戸籍の筆頭者となっているときは書かないでください）		
		埼玉県戸田市下前１丁目２ ~~番地~~ 番		
(5) 婚姻届の別	令和 6 年 11 月（結婚式をあげたとき、または、同居を始めたときのうち早いほうを書いてください）			
	夫 ☑初婚 再婚 □死別 □離別 年 月 日		妻 ☑初婚 再婚 □死別 □離別 年 月 日	
(7) 同居を始める前の夫妻のそれぞれの世帯のおもな仕事と	夫 妻 1.農業だけまたは農業とその他の仕事を持っている世帯			
	夫 妻 2.自由業・商工業・サービス等を個人で経営している世帯			
	夫 妻 3.企業・個人商店等(官公庁は除く)の常用勤労者世帯で勤め先の従業員数が1人から99人までの世帯(日々または1年未満の契約の雇用者は5)			
	夫☑ 妻 4.3にあてはまらない常用勤労者世帯及び会社団体の役員の世帯（日々または1年未満の契約の雇用者は5）			
	夫 妻☑ 5.1から4にあてはまらないその他の仕事をしている者のいる世帯			
	夫 妻 6.仕事をしている者のいない世帯			
(8) 夫妻の職業	（国勢調査の年・・・令和 年・・・の4月1日から翌年の3月31日までに届出をするときだけ書いてください）			
	夫の職業		妻の職業	
その他				
届出人署名（※押印は任意）	夫 戸田 太郎 印		妻 美笹 花子 印	
事件簿番号				

父母が婚姻中の場合、母の氏は省略になります。

婚姻後、夫の氏を名乗るか妻の氏を名乗るか選んで☑をつけてください。
※記入例は一例です。

署名は必ず本人が自署してください。
印鑑の押印は任意です。

住所を定めた年月日	
夫	年 月 日
妻	年 月 日

連絡先	電話 048 441-1800 番
	自宅・勤務先・呼出 方

昼間に連絡のつく電話番号を記入してください。
携帯電話でも構いません。

記入の注意

鉛筆や消えやすいインキで書かないでください。
この届は、あらかじめ用意して、結婚式をあげる日または同居を始める日に出すようにしてください。その日が日曜日や祝日でも届けることができます。
（この場合、宿直等で取扱うので、前日までに、戸籍担当係で下調べをしておいてください。）
届書は、１通でさしつかえありません。

証人		
署名（※押印は任意）	埼玉三郎 印	日本月子 印
生年月日	昭和５３ 年 3 月 5 日	昭和３５ 年 1 月 3 日
住所	埼玉県戸田市上戸田４丁目	埼玉県戸田市美女木５丁目
	8 ~~番地~~ 1 号	2 番地の 16 号
本籍	埼玉県戸田市上戸田１丁目	埼玉県戸田市美女木５丁目
	１８ ~~番地~~ 番	２ ~~番地~~ ~~番~~ １６

注　証人は１８歳以上の人であれば、どなたでもなることができます。２名に署名（押印は任意）をしてもらってください。

住所とは異なる、現存する土地の地番号や街区符号の番号を記入できます。
事前にご希望の地番号等が存在する市区町村にお問合せください。
※すでに筆頭者となっている方の氏を名乗る場合は記入不要です。

[街区符号の場合の一例]　※「●番●ー●●●号」や「●番●号」の場合、「●ー●●●号」や「●号」は記入不要
埼玉県戸田市上戸田1丁目18番1ー101号 → 新本籍：埼玉県戸田市上戸田一丁目18番
埼玉県戸田市上戸田1丁目18番2号 → 新本籍：埼玉県戸田市上戸田一丁目18番

[土地の地番号を選んだ場合の一例]
埼玉県戸田市美女木1丁目1番地の1 → 新本籍：埼玉県戸田市美女木一丁目1番地1

[必要なもの]
1.マイナンバー（個人番号）カード
2.本人確認書類（免許証、パスポート等）
3.国民健康保険資格確認書（加入している方のみ）

[注意事項]
1. 虚偽の届出防止のため、本人確認をさせていただきます。
2. 届出には証人（成人の方2人）の署名、生年月日・住所、本籍の記入が必要となります。
3. 婚姻届の提出で住所は変更されません。住所変更は別に届出が必要です。
なお、住所変更手続きは取扱い時間外では受け付けられませんので、窓口受付時間内に手続きをお願いします。
4. 届書に記入する氏名の文字等は、戸籍に記載されているとおり正確に記入してください。
また、届出により氏名の文字が変わることがあります。ご了承ください。
5. 外国人の方とご結婚される場合や外国でご結婚された場合は別途必要書類がありますので、お問い合わせください。